

倉敷市職員初動マニュアル
地震/津波 編



令和7年4月

【目次】

第1章 総則.....	5
1 はじめに.....	5
2 目的.....	5
3 用語の定義.....	5
4 組織.....	7
(1) 災害対策本部組織.....	7
(2) 地区本部組織.....	8
5 位置づけ.....	9
6 範囲.....	9
7 対象となる事象.....	10
8 職員の責務.....	10
(1) 人命の優先.....	10
(2) 情報の収集と報告.....	10
(3) 被災者への適切な対応.....	10
(4) 判断力の養成.....	10
(5) 連絡手段の確保.....	10
9 事前の準備.....	11
(1) 地域防災計画等の事前確認.....	11
(2) 勤務場所等のハザード確認.....	11
(3) 第2活動拠点又は第2参集場所で災害対策活動を行う職員の通知.....	11
(4) 児島・玉島・水島・真備支所で災害対策活動に従事する職員の通知.....	11
(5) 業務継続の優先度が高い業務の確認.....	11
(6) 災害情報の収集.....	12
(7) 食料の確保.....	12
(8) 装備の確保.....	12
(9) 非常時優先業務の選定.....	12
(10) 連絡体制の整備.....	14
(11) 第2活動拠点又は第2参集場所の確保.....	14

10 優先すべき行動	14
(1) 大規模地震発生時	14
(2) 津波警報等発表時の行動	16
11 勤務中に地震が発生した場合の行動例	17
(1) 地震発生時	17
(2) 地震発生後	17
(3) 余震の対応	18
第2章 地震時の防災体制	19
第3章 職員の安否及び参集状況の報告	23
第4章 職員参集	24
1 安全の確保	24
2 参集途上における行動	25
(1) 参集時の服装	25
(2) 正確な情報収集	25
(3) 被災情報の収集	25
(4) 火災の発生又は人身事故等に遭遇	25
3 参集場所	25
(1) 非常時優先業務が発生しない職場に勤務する職員	26
(2) 津波浸水想定区域内の施設に勤務する職員	26
(3) 指定された避難場所に参集する職員	26
4 玉島支所又は水島支所に参集する職員	26
5 参集場所での行動	27
(1) 共通	27
(2) 本庁舎	27
(3) 玉島支所、水島支所	28
(4) 避難場所	29
6 参集手段	29
7 参集手段等の事前の確認	29
(1) 共通	29

(2) 玉島支所又は水島支所.....	29
(3) 居住地又は参集手段を変更した職員.....	30
8 参集時の携行品.....	30
9 被災情報の報告.....	31
(1) 被災情報の報告.....	31
(2) 重大事案の報告.....	31
10 参集できない場合.....	32
11 避難場所での行動.....	32
第5章 初動期の体制（休日など勤務時間外に大規模地震等が発生した場合）	33
1 緊急初動体制における災害対策活動.....	33
(1) 初動期の被災情報（緊急情報）の収集方法.....	34
(2) 緊急初動体制における指揮者.....	34
2 アクションカードの活用.....	34
(1) 作成方法.....	35
(2) 班又は所属のアクションカード.....	35
別表1（第2活動拠点一覧）	37
別表2（第2参集場所一覧）	37
§ 参考資料.....	39
■ 災害発生報告書.....	39
■ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の広報文例	40
1 広報の文例.....	40
2 8項目の行動指針.....	41
■ 津波情報発表時の避難指示.....	42
■ 地震発生時の広報文例.....	43
1 広報例：地震発生後30分～2時間.....	43
2 広報例：地震発生後2時間～6時間.....	44
3 広報例：地震発生後6時間～.....	44
4 広報例：地震発生後12時間～.....	45
■ 参集時のチェックリスト.....	47

■ 災害発生時のパーソナルデータ.....	48
■ 所属職員参集情報一覧.....	49
■ 南海トラフ地震被害想定規模（県想定）.....	50

第1章 総則

1 はじめに

本マニュアルは、南海トラフ巨大地震等（以下「大規模地震」という。）が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表されてから災害対策本部の体制が確立されるまでを初動期とし、初動期の体制（緊急初動体制）における基本的な考え（指針）を記載したものである。ただし、災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するか予想できず、災害発生時に各個別事項が全職員にあてはまるとは限らない。このため、平常時から訓練や研修等を通じ、防災知識の習熟に努め、実際の災害時には、状況の変化に応じて、職員一人ひとりが適切な判断の下に行動する必要がある。

2 目的

災害時において、被害を軽減し、迅速かつ円滑な応急対策を実施するには、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集・集約、情報の収集・共有などの災害対策活動を実施するための体制づくり（初動期における対応）が非常に重要となるが、大規模地震が発生した場合は、交通及び通信網の途絶並びに職員本人又は職員の家族の被災等により、参集場所に参集できず、対策部において災害対策活動を実施するための体制確保が困難となることが予想される。

本マニュアルは、初動期に職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策活動を実施できるよう、配備体制や職員の参集等、初動期の職員の行動を具体的に示すことを目的とする。

3 用語の定義

このマニュアルにおいて、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

アクションカード 非常時優先業務の実施に向けた初動期の災害対策活動の行動を事前に示すことで、上位職の判断を求めることなく、誰でも行動できる事前指示書のことをいう。

救命救助が必要な情報 「倒壊家屋に人が閉じ込められている」など、救命救助が必要な情報をいう。

緊急初動体制 災害対策本部の体制が確立されるまでの間（BCPの発動により市全体での事業継続が本格的に開始されるまでの間）、一時的に現有人員の総

力をもって柔軟に任務に対応（参集状況や災害状況に応じて、臨機応変な班体制により対応）する暫定的な体制をいう。

災害対策本部 倉敷市災害対策本部規程（昭和42年倉敷市訓令第26号）第2条の倉敷市災害対策本部をいう。

災害対策本部体制の確立 災害対策活動に必要な人員が全員そろい、災害対策本部によって意思決定がなされる状態をいう。（事象発生から約24時間後の体制を想定）

地震の際の安全確保行動 姿勢を低くし、頭を守り、動かない行動をいう。

事務分掌 地域防災計画（資料編） 第6 倉敷市防災体制等 4 倉敷市災害対策本部運営要領 （2）災害時における倉敷市災害対策本部事務分掌表の事務分掌をいう。

住家被害 全壊、半壊情報をいう（人的被害の有無は問わない。）。

人的被害 重傷以上の人的被害、行方不明者に関する情報をいう。

対策部 倉敷市災害対策本部規程第5条第1項の部及び地区本部をいう。

第2 活動拠点 津波浸水想定区域内に勤務する職員が、勤務時間内に津波警報等が発表された場合に災害対策活動を実施する活動拠点をいう。（別表1 参照）

第2 参集場所 勤務時間外に津波警報等が発表された場合における本庁以外に勤務する職員の参集場所をいう。（別表2 参照）

地域防災計画 倉敷市地域防災計画をいう。

地区本部 倉敷市災害対策本部規程第5条第1項の地区本部をいう。

地区本部長 倉敷市災害対策本部規程第5条第2項の地区本部長をいう。

南海トラフ巨大地震等 本市域で「震度5強以上」が観測された地震をいう。

班 倉敷市災害対策本部規程第5条第1項の班をいう。

班長 倉敷市災害対策本部規程第5条第2項の班長をいう。

被災状況 道路及び鉄道等の交通状況、建物及び施設の被害状況並びに職員の安否、公共施設の被害、救出、救護、火災発生、消防活動及びライフラインの状況等、災害対策活動の参考となる状況をいう。

被災情報 被災状況の情報をいう。

避難発令につながる情報 「土砂崩れ」「河川の堤防決壊」（おそれを含む）など、周辺

住民に対する避難発令につながる情報をいう。

避難誘導班 倉敷市庁舎消防計画第27条第3項の避難誘導班をいう。

ファーストアクションボックス 本庁舎の宿直室に設置しているコンテナボックスをいう。庁舎の安全確認用のヘルメットや、アクションカードが収納されている。

部長 倉敷市災害対策本部条例（昭和42年倉敷市条例第8号）第3条第3項の部長をいう。

4 組織

（1）災害対策本部組織

部名 (部長)	班名 (班長)	構成部署
統括部 (危機管理監)	統括班 (防災危機管理室長)	防災危機管理室、(情報政策部)
総務対策部 (総務局長)	総務班 (総務部長)	総務部、出納室、選挙管理委員会事務局、監査事務局
	市長公室班 (市長公室長)	市長公室
	議会班 (議会事務局長)	議会事務局
企画財政対策部 (企画財政局長)	受援班 (企画財政部長)	企画財政部、情報政策部、市民協働推進部
市民対策部 (市民局長)	市民班 (市民生活部長)	市民生活部、人権政策部
	税務班 (税務部長)	税務部(税務事務所を除く)
環境対策部 (環境局長)	環境政策班 (環境政策部長)	環境政策部
	リサイクル班 (資源循環部長)	資源循環部
	下水道班 (下水道部長)	下水道部
保健福祉対策部 (保健福祉局長)	社会福祉班 (社会福祉部長)	保健福祉推進課、社会福祉部
	児童福祉班 (子ども未来部参事)	子ども未来部
	高齢福祉班 (高齢福祉部長)	指導監査課、健康福祉部
保健所対策部 (保健所長)	医療保健班 (保健所参事)	保健課、健康づくり課、生活衛生課、衛生検査課

文化産業対策部 (文化産業局長)	文化観光班 (文化観光部長)	文化観光部、M I C E 誘致推進室
	商工労働班 (商工労働部長)	商工労働部
	農林水産班 (農林水産部長)	農林水産部、農業委員会 (各地区駐在を除く)
建設対策部 (建設局長)	建設総括班 (建設局参事)	事業推進課、都市計画部、用地室、まちづくり部
	土木班 (土木部長)	土木部
	建築班 (建築部長)	建築部
消防対策部 (消防局長)	消防総括班 (消防局参事)	消防総務課、警防課、予防課、危険物保安課
	倉敷消防班 (倉敷消防署長)	倉敷消防署
	児島消防班 (児島消防署長)	児島消防署
	玉島消防班 (玉島消防署長)	玉島消防署
	水島消防班 (水島消防署長)	水島消防署
水道対策部 (水道事業管理者)	水道対策班 (水道局参事)	水道局
教育対策部 (教育長)	教育対策班 (教育委員会参事)	学校教育部、生涯学習部、人権教育推進室、ライフパーク倉敷、教育企画総務課、教育 I C T 課、教育施設課

(2) 地区本部組織

地区本部名 (部長)	班名 (班長)	構成部署
児島地区本部 (児島支所長)	児島地区総務班 (総務課長)	総務課、市民課、児島税務事務所、児島保健福祉センター
	児島地区建設班 (建設課長)	建設課、産業課、農業委員会児島駐在
	ボートレース班 (モーターボート競走事業管理者)	ボートレース事業局
	市民病院班 (市民病院事業管理者)	市民病院
	市立短大班 (市立短期大学長)	市立短期大学
玉島地区本部 (玉島支所長)	玉島地区総務班 (総務課長)	総務課、市民課、玉島税務事務所、玉島保健福祉センター
	玉島地区建設班 (建設課長)	建設課、産業課、農業委員会玉島駐在
水島地区本部	水島地区総務班	総務課、市民課、水島税務事務所、水島保健福祉センタ

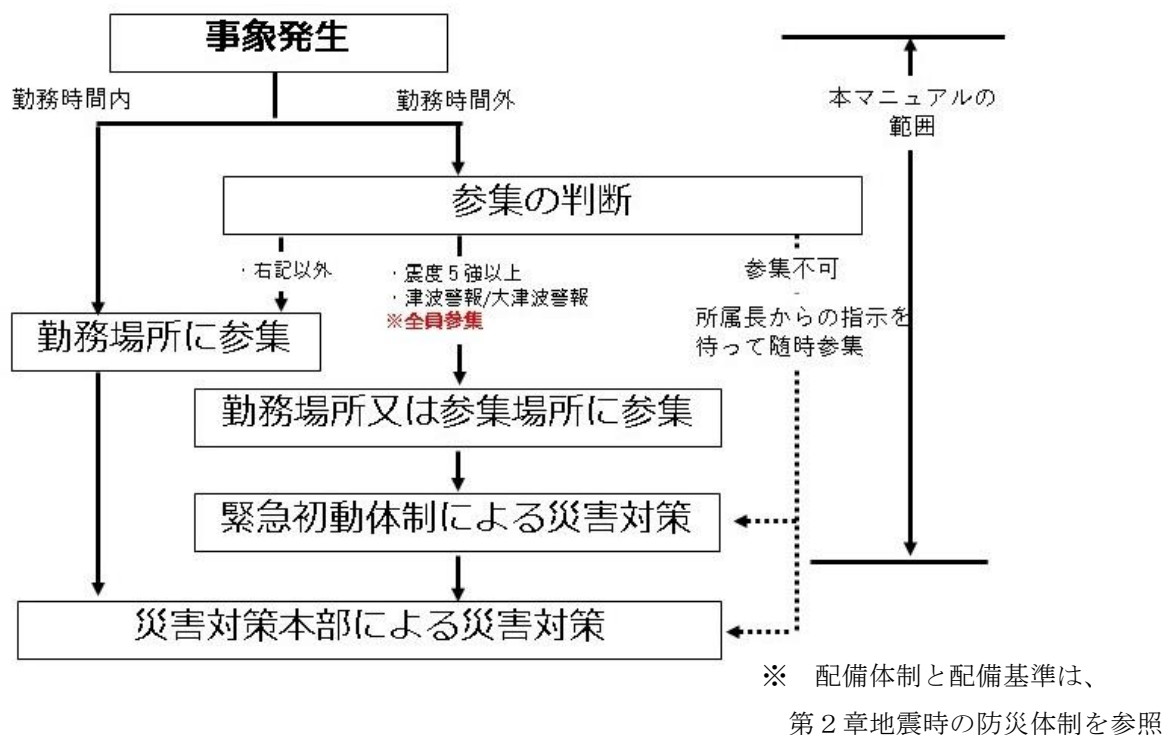
(水島支所長)	(総務課長)	—
	水島地区建設班 (建設課長)	建設課、産業課
真備地区本部 (真備支所長)	真備地区総務班 (市民課長)	市民課、真備保健福祉課
	真備地区建設班 (建設課長)	建設課、産業課、農業委員会真備駐在
庄地区本部 (庄支所長)		庄支所
茶屋町地区本部 (茶屋町支所長)		茶屋町支所
船穂地区本部 (船穂支所長)		船穂支所

5 位置づけ

本マニュアルは、「地域防災計画 第3編地震、津波災害対策 第3章地震、津波災害応急対策計画」における職員一人ひとりの行動について、より具体的に示すものとして位置付ける。

6 範囲

本マニュアルが示す範囲は、次の図のとおりである。



7 対象となる事象

本マニュアルは、地域防災計画に定める参集対象が全職員となる次の事象について適用する。

- ・ 本市域で「震度5強以上」が観測されたとき。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表されたとき。
- ・ 気象庁から県の津波予報区に津波警報等が発表されたとき。
- ・ その他市長が必要と認めたとき。

8 職員の責務

市は、市民と密接な行政サービスを行う基礎的な地方公共団体として、公共の秩序を維持し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するという重要な責務を負っている。そのため、職員は、市民の安全を確保するため、全職員が災害対策本部の一員であることを自覚し、自らの役割を果たすべく災害対策活動に当たらなければならない。

(1) 人命の優先

職員は、市民の生命を災害から守るという重要な責務が課せられている自覚を持ち、人命救助を優先し、災害対策活動に従事する。

(2) 情報の収集と報告

災害対策活動は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、職員は、常に新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した被災情報等を報告する。

(3) 被災者への適切な対応

職員は、災害による被災者の家族の負傷や死亡、財産損壊による精神的打撃を考慮し、軽率な言動は慎むとともに、温かい配慮で被災者に接する。

(4) 判断力の養成

災害時は上位職の職員の不在等により、自らが緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、職員は、平常時から災害対策活動に関する知識の習熟に努める。

(5) 連絡手段の確保

災害時は連絡手段が途絶する場合があるため、職員は、平常時から災害時の様々な状況を想定し、複数の連絡手段を確保しておく。

9 事前の準備

(1) 地域防災計画等の事前確認

職員は、地域防災計画及び本マニュアルをはじめ、災害対策活動に関する各種マニュアル等に必ず目を通し、自身が属する班の事務分掌や自身の役割等について事前に確認を行う。また、平常時から「想定外」を想像し、訓練や研修などを行うことで災害時における想定外を減らすように努める。（必要であれば、災害発生時のパーソナルデータ（参考資料参照）を活用する。）

(2) 勤務場所等のハザード確認

職員は、平常時からハザードマップ等で自身の勤務場所、作業場所、通勤経路等のハザード（危険箇所）を認識し、大規模地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合直ちに自身の安全を確保する。

大規模地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合に、平常時の勤務場所と異なる場所で活動する職員（別表 1 又は別表 2 に掲げる施設で災害対策活動を行う職員は、平常時から自身の活動場所等を確認する。）

(3) 第 2 活動拠点又は第 2 参集場所で災害対策活動を行う職員の通知

玉島、水島の支所長は、年度当初に、第 2 活動拠点又は第 2 参集場所で災害対策活動に従事する職員を決め、所属長及び本人に通知する。

(4) 児島・玉島・水島・真備支所で災害対策活動に従事する職員の通知

ア 児島、玉島、水島、真備の支所長は、支所に勤務する職員だけでは、初動期の体制確保が困難になると予想する場合は、年度当初に防災危機管理室長に職員の補充について協議をする。

【参考】

令和 6 年能登半島地震では、発災当日の参集場所への参集率は、1 ～ 3 割程度といわれている。

イ 防災危機管理室長は、支所長から補充の依頼があった場合は、支所周辺（半径 4 km 圏内）に居住する職員から、支所で災害対策活動に従事する職員を決め、所属長及び本人に通知する。

(5) 業務継続の優先度が高い業務の確認

大規模地震発生時は、職員を本庁又は支所に集約するため、本庁又は支所以外の所属長

等は、平常時から、初動期における業務の有無について確認し、所属職員に示す。

(6) 災害情報の収集

職員は、平常時から積極的に潮位や、日の出・日の入り時刻などの情報収集に努め、収集方法を確認する。

(7) 食料の確保

倉敷市業務継続計画では、職員の食料について市が備蓄を進めることとしているが、迅速かつ円滑な災害対策活動の実施のため、職員は、3日分の食料（飲み物を含む。）をロッカー等に保管するなど備蓄に努める。特に津波浸水想定区域内の施設に勤務する職員は、周辺が浸水した場合、施設外に出ることができなくなる可能性があるため、平常時から備蓄に心がける。

(8) 装備の確保

倉敷市庁舎消防計画では、非常用物品等について市（管理権原者）が備蓄を進めることとしているが、迅速かつ円滑な災害対策活動の実施のため、職員は、現地活動員として、いつ、どのような状況でも災害対策活動が行えるよう、ヘルメット、レインコート、長靴、厚底靴、軍手等の装備や災害対策活動のために必要な装備を平常時から確保するように努める。

(9) 非常時優先業務の選定

部長、地区本部長又は所属長は、倉敷市業務継続計画に掲げる非常時優先業務（【非常時優先業務と災害応急対策業務のイメージ図】参照）として大規模地震発生直後、3時間以内、24時間以内に実施しなければならない業務を次のとおり選定し、平常時から所属職員に周知するとともに、業務遂行に必要な人員数の把握に努める。

※ 非常時優先業務とは、大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務をいう。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象（「市町村のための業務継続計画作成ガイド」より引用）

ア 所属における業務継続の優先度が高い業務

所属長は、通常業務のうち業務継続の優先度が高い業務（地震発生後、24時間以内に実施しなければならない業務）について整理する。

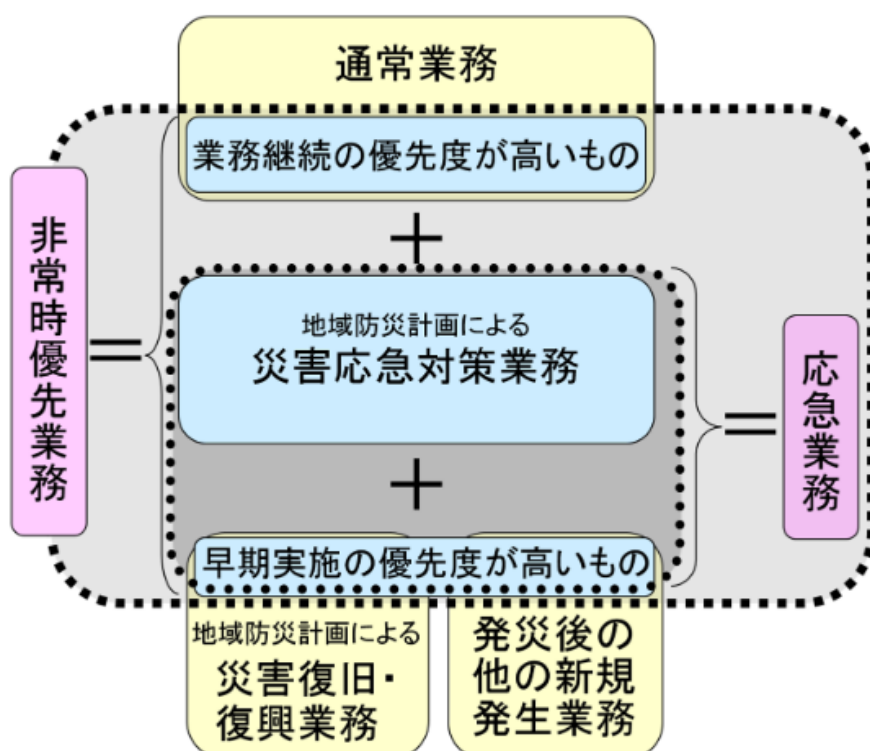
イ 地域防災計画による災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等

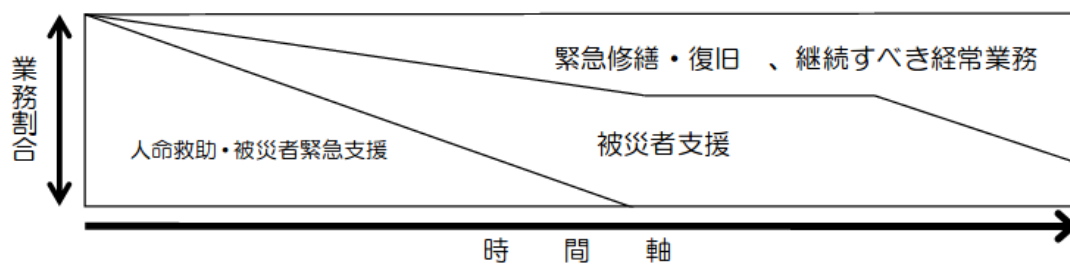
部長及び地区本部長は、平常時から自身の対策部の事務分掌について、整理し、把握する。

● 非常時優先業務選定の例

業務開始 目標時間	該当する業務の 考え方	代表的な業務例
発生直後	・ 生命、安全の確保	・ 避難誘導（勤務時間内に大規模地震が発生した場合） ・ 建物の安全点検
3 時間 以内	・ 体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助、救急の開始 ・ 避難所開設の準備	・ B C P の発動 ・ 情報発信 ・ 災害対策の体制の立上げ（人、場所、通信、情報等） ・ 被害の把握（被災情報の収集・伝達・報告） ・ 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） ・ 救助、救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・ 避難所開設準備（運営職員及び避難者数、建物被害の把握等） ・ 県へのリエゾン派遣
24 時間 以内	・ 応急活動（救助、救急以外）の開始 ・ 避難所開設等、避難生活支援の開始	・ 災害対策本部体制の確立 ・ B C P の発動による市全体での事業継続の本格的な開始 ・ 避難生活開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） ・ 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所の避難等） ・ 所管施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・ 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） ・ 応援受け入れ等の検討 ・ 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）

【非常時優先業務と災害応急対策業務のイメージ図】





(内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」から)

(10) 連絡体制の整備

職員は、人事課及び防災危機管理室が毎月実施している安否確認訓練（安否確認メールの送付）に参加することで、防災メールの受信設定等を定期的に確認する。

所属長は、所属職員に安否確認訓練への参加を促すほか、所属職員の安否状況（職員（家族を含む。）の怪我や被災の有無等）や参集状況（参集場所への参集可能性等）を確認するため、平常時から所属職員の緊急連絡先を把握し、管理する。

(11) 第2活動拠点又は第2参集場所の確保

津波浸水想定区域内に勤務場所がある職員は、勤務時間内に津波が到達した場合は、浸水により施設の外に出ることができなくなる可能性がある。また、勤務時間外に津波が到達した場合は、浸水により勤務場所に参集できなくなる可能性がある。このため、災害時にこれらの職員を指揮する者は、津波浸水想定区域外に災害対策活動が行える代替施設を選定し、当該施設で迅速に災害対策活動が行えるよう、平常時から代替施設に物的資源を確保するように努める。

10 優先すべき行動

本庁舎の場合は、倉敷市庁舎消防計画 第4章震災対策 第1節地震時の活動及び第2節震災後の活動に基づき、行動する。

(1) 大規模地震発生時

大規模地震発生時は、直ちに地震の際の安全確保行動を実施し、自らの安全を確保した上で、人命に関わる活動を優先しながら、公共施設のライフラインの確保に努める。また、関係機関や団体等から被災情報の収集を行うとともに、迅速な災害対策本部体制の確立に努める。

ア 安全確保

大規模地震発生時は、直ちに地震の際の安全確保行動を実施する。開庁時に大規模地震が発生した場合は、来庁者に対して、揺れがおさまるまで、持ち物等で頭を保護するよう、声かけを行うとともに、照明器具の転倒、落下に注意しながら、窓ガラスや、キャビネット、ロッカー付近を避け、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所に来庁者を誘導する。また、来庁者数が少人数の場合には、カウンター内の協議机の下などへ誘導するなど、臨機応変に対応する。

イ 二次災害の防止措置

揺れがおさまってから、周りの安全を確認しつつ建物外に来庁者を誘導するなど、二次災害防止のため、次の行動を実施する。（本庁舎の場合は、館内放送（情報）を確認後、避難誘導班により避難場所に指定されている庁舎東広場まで来庁者を誘導する。）

- ・ 避難の際は、エレベーターを使用せず、階段により避難する。
- ・ 来庁者等がいる場合は、来庁者等の安全確認及び安全確保を行う。
- ・ 負傷者がいる場合は、身元を確認し、119番通報をする。
- ・ 所管施設の火気、ガラスの破損状況、柱、壁の亀裂などを確認する。

ウ 人的・物的資源の確保

勤務時間外に地震が発生した場合は、交通及び通信網の途絶や、職員本人又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合が予想され、十分に職員が集まらない可能性が高い。

初動期の体制を迅速に確保するため、次のとおり人的・物的資源の確保に努める。

- ・ 大規模地震発生時は、原則として、職員を本庁又は支所に集約する。
- ・ 十分な人数がそろうまでは、本庁舎の場合、参集者を災害対策本部に集約する。
- ・ 災害対策活動に必要と考えられる防災資機材、車両や燃料等を確保する。発災直後は、資機材等を十分に確保することが難しいため、平常時から、大規模地震等を想定した準備に努める。
- ・ 防災関係機関と連絡調整を図る。

エ 被害調査及び応急復旧

初動期の迅速な体制確保につなげるため、公共施設のライフラインの確保に努める。

- ・ 参集場所の電気、電話、上下水道、冷暖房等の機能を確認し、機能不全の場合は、

代替手段又は代替施設の確保に努める。

- ・ 関係機関、団体から被災情報を収集する。

(2) 津波警報等発表時の行動

大規模地震が発生した場合、津波が発生する可能性が高いことから、各職員は、「自らの身は自ら守る」という防災の基本に立ち、次のとおり避難を中心とした行動をとる。

ア 地震発生に伴う津波避難ルール

(ア) 津波に関する情報（津波注意報、津波警報等）を入手するまで

津波浸水想定区域内にいる職員は、原則として津波浸水想定区域外又は高台等への避難を優先する。

(イ) 津波警報等が発表された場合

津波到達予想時刻の情報を入手するまでは、津波浸水想定区域内にいる職員は、原則として津波浸水想定区域外又は高台等への避難を優先する。

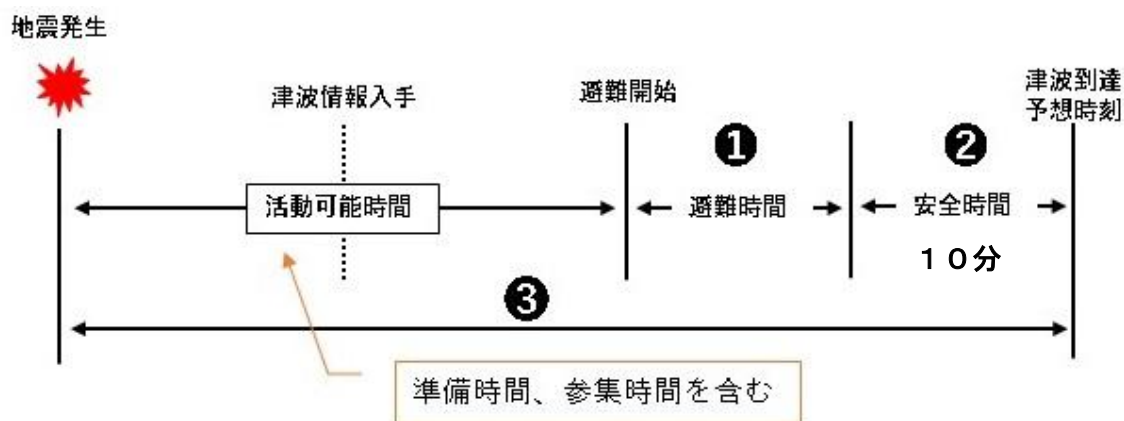
(ウ) 津波到達予想時刻が発表されたときの災害対策活動

消防対策部を除き、津波浸水想定区域内での災害対策活動における活動可能時間は、次の算出方法によって得た時間を目安とする。

【活動可能時間の算出方法】

$$(\text{活動可能時間}) = (\text{③地震発生から津波到達予想時刻までの時間}) \\ - ((\text{①避難時間}) + (\text{②安全時間(10分)}))$$

※ 安全時間の10分は目安であるため、その時の状況により適切に判断し、必要な時間を確保すること。



※ 地震発生後すぐに正確な津波情報を気象庁が発出できるとは考えにくく、気象庁が発表する津波到達予想時刻と実際の津波到達時刻が異なる可能性が考えられる。地域防災計画（第3編地震津波災害対策 第4章南海トラフ地震防災対策推進計画 第2節南海トラフの巨大

地震の被害想定（岡山県の想定） 第5倉敷市の津波浸水想定図 2地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン2））に記載されている下津井漁港での海面変動影響開始時間（147分）は、あくまで想定であるため、気象庁が発表する最新情報に基づき判断し、行動することを原則とする。

※ 水門や陸閘の閉鎖、避難行動要支援者の避難支援を行う場合は、自身の安全が確保されることを前提とした上で行う。

イ 津波警報等が解除となった場合の災害対策活動について

津波警報等が解除となっても、津波浸水想定区域内では浸水が解消されていないことが想定されるため、自身の安全確保に十分留意し、災害対策活動に従事する。

11 勤務中に地震が発生した場合の行動例

（1）地震発生時

- ・ 姿勢を低くし、頭を守り、動かない。
- ・ 来庁者がいる場合は、揺れがおさまるまで持ち物等で頭を保護するよう、声かけを行う。揺れがおさまった後は、照明器具の転倒、落下に注意しながら、窓ガラスや、キャビネット、ロッカー付近を避け、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所に市民を誘導する。
- ・ 来庁者が少人数の場合は、カウンター内の協議机の下などへ誘導する。
- ・ 耳が聞こえない人（聞こえにくい人）に対し、プラカード等を用いて、地震の際の安全確保行動を促す。

（2）地震発生後

揺れがおさまってから、周りの安全を確認しつつ建物外に来庁者を誘導するなど、二次災害防止のため、次の行動を実施する。（本庁舎の場合は、館内放送（情報）を確認後、避難誘導班により避難場所に指定されている庁舎東広場まで来庁者を誘導する。）

- ・ 庁舎内（施設内）の安全が確認、確保できない場合は、庁外に避難する。
- ・ 勤務場所を離れる時には、所属長等に報告し、常に所在を明確にしておく。
- ・ 配備体制をとっている間は、勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ・ 市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

(3) 余震の対応

耐震設計の基本的な考え方は、一度の大地震に対して、建築物が倒壊しないということである。そのため、余震が発生した場合は、揺れがおさまってから、周りの安全を確認しつつ、速やかに建物外に避難を実施するなど安全確保に努める。

第2章 地震時の防災体制

地震発生時における配備体制と配備基準は、次のとおりとし、勤務時間外は「自動参集」を原則とする。

	防災体制基準	対応の概要	参集対象職員
警戒体制	- 本市域で「震度4」又は長周期地震動階級3を観測 「津波注意報」が発表 - 南海トラフ地震臨時情報「調査中」が発表	- 地震情報及び被災情報の収集 - 被害が確認された場合の対応と関連職員の動員	- 防災危機管理室職員 - 係長級以上のあらかじめ指定された職員
特別警戒体制	- 本市域で「震度5弱」又は長周期地震動階級4を観測 - 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表	- 地震情報及び被災情報の収集 - 災害対策本部準備室の設置 - 被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 - 避難所の開設準備	- 防災危機管理室職員 - あらかじめ指定された職員
非常配備体制	- 本市域で「震度5強以上」を観測 - 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表 「津波警報等」が発表 - 市長が特に必要と認めた場合	- 地震情報及び被災情報の収集 - 災害対策本部の設置 - 被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 - 避難所の開設	全職員

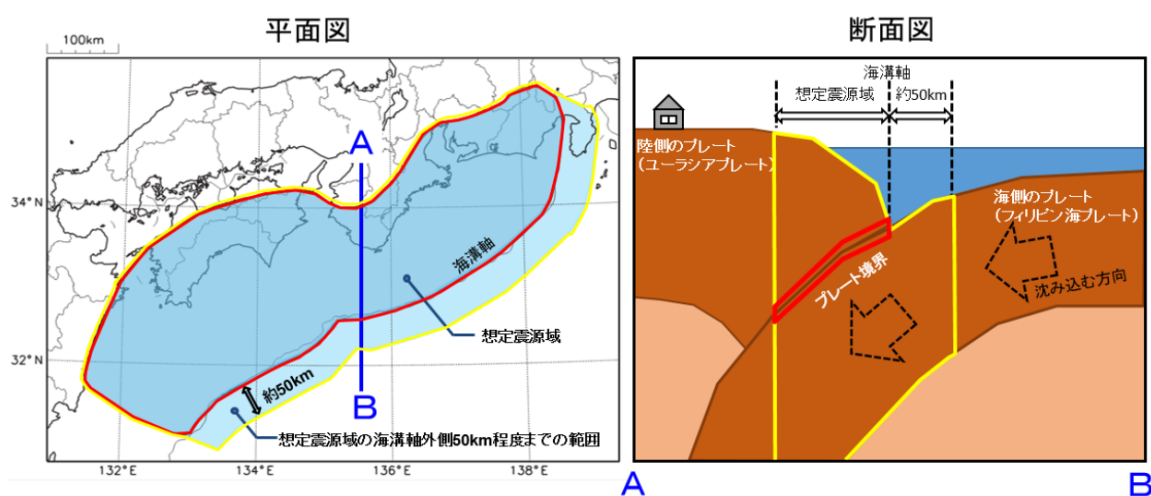
※ テレビ、ラジオ等で震度情報や津波情報を確認できない場合でも、非常に強い地震の揺れや長時間の揺れを感じたら参集する。（「疑わしいときは行動せよ」の原則）

● 南海トラフ地震臨時情報

気象庁において、マグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひず

	み計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



● 避難指示

強い揺れ（震度4以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波注意報若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報の発令を行う（参考資料「津波情報発表時の避難指示」参照）。

区 分	発 令 基 準
避難指示	1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、又は揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。

津波注意報：

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

遠地地震の場合の避難指示等：

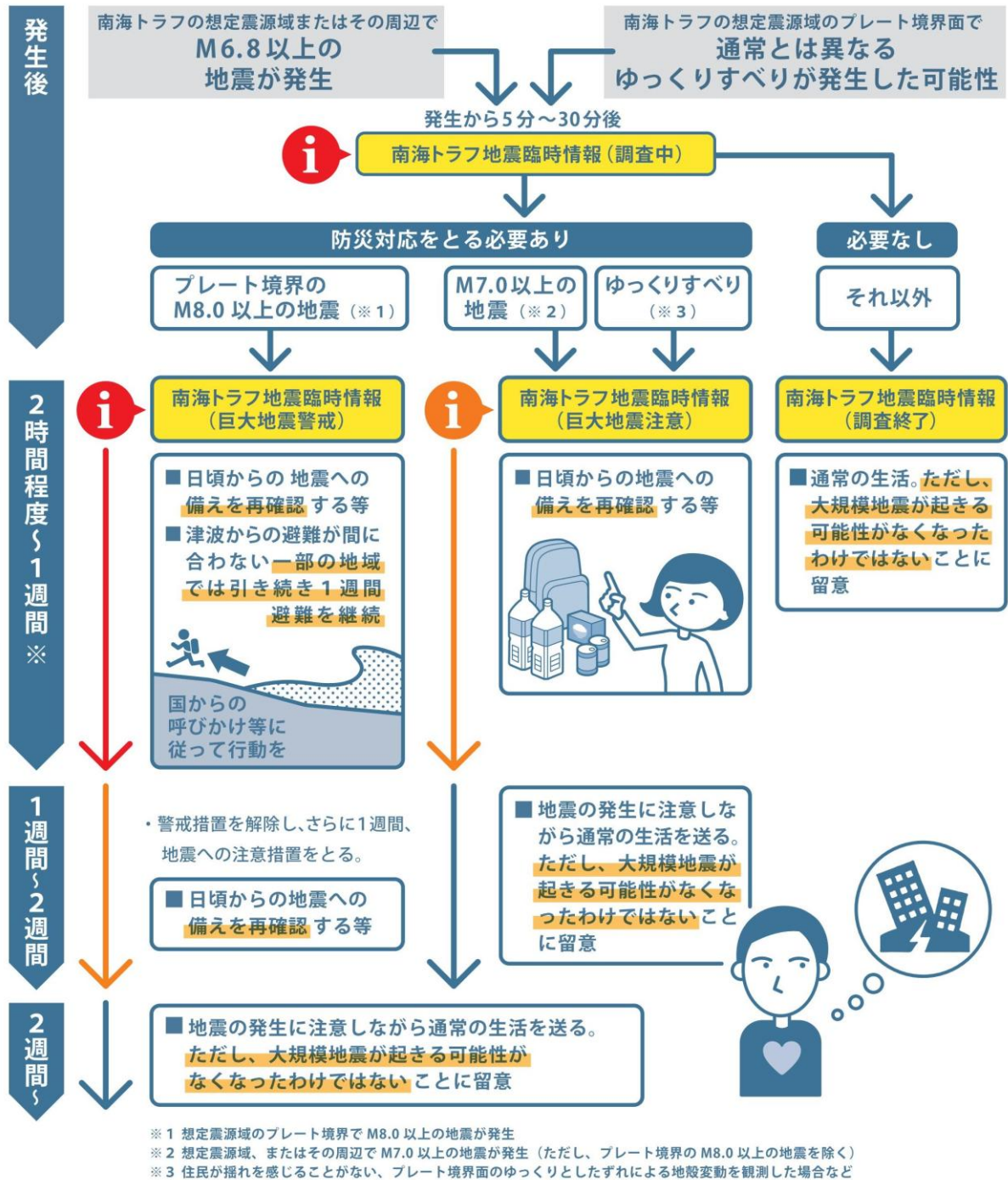
我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるも

のについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表された場合も避難指示を発令する。

● 気象庁が発表する津波情報

気象庁が南海トラフ巨大地震と判定した場合には、地震発生から約3分後に、岡山県沿岸へ20～30分で津波が到達するとの情報（津波警報）を発表する。さらに、地震発生から、15分後には、高さを「m」で発表（津波警報継続の場合は「3m」）。津波の到達時刻は、大きく変更とならない限り、変更されない。そのため、住民が一斉に避難行動を開始する可能性があるため、職員は、正確な情報を入手し、適切に対処する必要がある。

地震発生後の防災対応の流れ



- ・ 南海トラフ地震臨時情報「調査中」が発表→あらかじめ指定された職員が参集
- ・ 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表→あらかじめ指定された職員が参集
- ・ 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表→全職員が参集

※ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたら、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の広報文例（参考資料参照）を参考にし、各対策部において、迅速、かつ、主体的に広報を行う。

第3章 職員の安否及び参集状況の報告

職員の安否及び参集状況の報告は、人事課が作成した「職員の安否・参集状況等の管理マニュアル」によるものとする。

発災直後は、電話が輻輳しがちとなるため、人命救助のための緊急通報や所属長との連絡等を除き、電話は極力使用しないように努める。

¥¥lg-kura-fs01¥倉敷市¥02_全庁公開（更新可）¥20000000000_総務局¥20100000000_総務部¥2010020000_人事課¥★安否・参集状況

第4章 職員参集

勤務時間外に、大規模地震が発生した場合、津波警報等が発表された場合の職員参集は、あらかじめ参集する場所を指定されている職員を除き、自身の勤務場所への参集を原則とするが、交通及び通信網の途絶並びに職員本人又は職員の家族の被災等により、勤務場所に参集することが困難となることが予想される。そのため、人的資源確保の観点から、また、津波警報等が発表された場合は、職員の安全確保の観点から、勤務場所以外の場所に職員を参集させる必要がある。

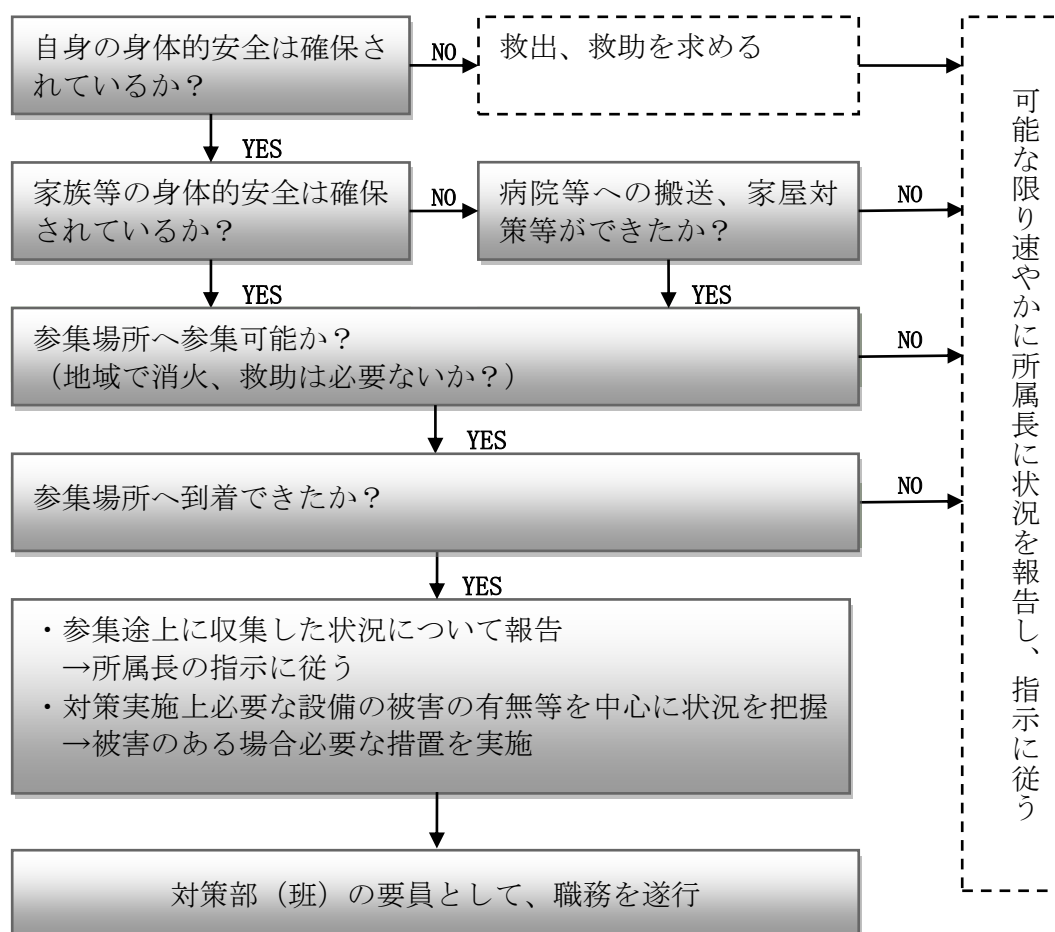
職員は、通信網の途絶に備え、参集についてのルールをしっかり把握しなければならない。

この章では、勤務時間外に、大規模地震が発生した場合、津波警報等が発表された場合における職員の参集について記載する。

1 安全の確保

職員は、自分自身、家族、近隣住民等の安全確保を行った上、速やかに参集する。

■行動フロー（勤務時間内に大規模地震が発生した場合もこれを応用する。）



2 参集途上における行動

(1) 参集時の服装

参集にあたっての服装は、長時間勤務や現場作業を見越した安全で動きやすい服装（長袖、長ズボン、厚底靴（安全靴を含む。）等）とし、冬場は、防寒についても十分配慮したものとする。

防災服は、参集のための行動を災害対策活動と市民に誤解される可能性があることから、着用して参集しない。

(2) 正確な情報収集

職員は、参集にあたり、安全に十分留意するとともに、テレビ、ラジオ等の報道、気象庁等からの情報、連絡、通知等、正確な情報の収集に努める。特に気象庁からの情報は、各地の観測データが入り次第刻々と変化するため、地震発生後、しばらくの間は、発表される情報に注視すること。

(3) 被災情報の収集

職員は、参集途上において、できる限り自身のスマートフォン等のカメラ機能を活用し、市域における被災情報の収集に努める。

(4) 火災の発生又は人身事故等に遭遇

職員は、参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、119番通報し（つながらない場合は消防署へ連絡し）、周囲の住民に協力を求め、引継ぎを終えた上で、できる限り迅速に参集する。

3 参集場所

参集場所は、自身の勤務場所を原則とする。ただし、次の職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

なお、道路の亀裂若しくは陥没又は橋の崩落等により参集場所に参集できない職員は、自宅から一番近い本庁又は支所（庄・茶屋町支所を除く。）に参集する。一番近い支所が玉島支所又は水島支所である場合は、次項の玉島支所又は水島支所に参集する職員の例による。

参集した職員は、本庁にあつては総務対策部総務班、支所にあつては地区本部（総務班）の一員として、自身の勤務場所に赴くことができるようになるまで参集した場所で災害対策活動に従事する。

(1) 非常時優先業務が発生しない職場に勤務する職員

初動期において業務継続の優先度が高い業務が発生しない所属の職員は、本庁（自身が属する対策部）に参集し、当該対策部の一員として、災害対策活動に従事する。

(2) 津波浸水想定区域内の施設に勤務する職員

勤務時間外に、大規模地震が発生した場合、津波警報等が発表された場合の職員参集は、自身の勤務場所への参集を原則とするが、津波浸水想定区域内の施設に勤務する職員のうちあらかじめ指名された職員及びその地区本部長は、第2参集場所（別表2）に一時参集し、災害対策活動に従事する。

津波警報等は、天文潮位（平常時の潮位）を考慮せず、発表されるため、満潮時の発表と干潮時の発表では、その危険度が異なる。そのため、地区本部長等は、その時の潮位等を勘案し、第2参集場所を災害対応の拠点とするか、一時参集場所とし勤務場所（支所）に赴くかを決定する。

※ 玉島支所又は水島支所の職員のうち、第2参集場所に参集する職員は、年度当初に支所長が指名する。

(3) 指定された避難場所に参集する職員

津波警報等が発表された場合、あらかじめ指定されている職員は、指定された避難場所に参集し、避難場所の開設、避難者の受入れ等の災害対策活動に従事する。

職員及び避難場所の指定は、年度初めに防災危機管理室が行う。

避難場所に参集する職員は、自身の安全を確保するに当たり、参集が遅れた場合、又は大規模地震によって施設の損傷が著しいと判断した場合若しくは地域一帯の被害が甚大な場合など、避難場所に参集することが危険であると感じた場合は、「自らの身は自ら守る」という防災の基本に立ち、自らの判断で避難場所への参集をやめ、直ちに津波浸水想定区域外又は高台等へ避難する。

4 玉島支所又は水島支所に参集する職員

玉島支所又は水島支所に参集する職員は、自身の安全を確保するに当たり、参集が遅れた場合、又は大規模地震によって庁舎の損傷が著しいと判断した場合若しくは地域一帯の被害が甚大な場合など、支所に参集することが危険であると感じた場合は、「自らの身は自ら守る」という防災の基本に立ち、自らの判断で玉島支所又は水島支所への参集をやめ、第2参

集場所に参集する。また、第2参集場所へ参集するいとまがない場合は、直ちに津波浸水想定区域外又は高台等へ避難する。

- ※ 児島支所は、令和6年度に児島地区本部内で協議を行い、沿岸部に立地しているが、津波浸水想定区域外となっていることなどから、総合的に判断し、第2参集場所を作らず、児島支所に参集とする。

5 参集場所での行動

(1) 共通

職員は、参集場所のアクションカードにそって庁舎（施設）の安全確認等を行う。ただし、耐震化がされていない施設については、施設の安全が確保されるまでは庁舎外で災害対策活動を実施する。発災直後は、参集者数の把握、情報の集約・共有が非常に重要となるため、庁舎（施設）の安全確認終了後の集合場所をあらかじめ決めておく必要がある。また、安全が確認できるまでは、エレベーターや水道、トイレを使用してはならないため、平常時から訓練や研修を通じ、参集場所や参集場所での行動、注意事項について職員に対して、周知する。

- ※ エレベーターは、地震の揺れや、その後の余震、停電、故障などにより、緊急停止し、閉じ込められる可能性がある。
- ※ 水道、トイレは、施設内又は敷地内等の下水排水管が損傷を受けている場合、汚水、汚物があふれ出る可能性がある。

(2) 本庁舎

ア 防災危機管理センター棟竣工前

本庁舎に参集する職員は、東出入口前障がい者等用駐車場に集合し、アクションカードにそって庁舎の安全確認を行い、緊急初動体制につなげる。

イ 防災危機管理センター棟竣工後

本庁舎に参集する職員は、防災危機管理センター棟（1階）に集合し、●●●●に設置しているアクションカードを取り出し、アクションカードにそって、行動し、緊急初動体制につなげる。

- ※ ●●●●は、竣工後に本マニュアルに記載

ウ 庁舎の安全確認

最初の参集者は、宿日直からファーストアクションボックスを受け取り、ボックス内

のアクションカードに従い、庁舎の安全確認を実施する。

庁舎の安全確認は、5人そろった時点で開始し、その際、一番上位職の者をリーダーとする。リーダーとなった者は、集合場所に待機し、次の参集者の差配を行う。

庁舎内の安全確認は、2人1組で行動し、必ずヘルメットを着用し、リーダーと連絡を密にしながら、フロアごとに行く。本庁舎において、倉敷市庁舎消防計画の防災センター勤務員が既に庁舎内の安全確認を実施している場合は、この限りではない。

エ 代替庁舎の検討

庁舎内の安全確認又は安全確保ができない場合は、倉敷市業務継続計画（Ⅱ業務継続計画 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定（2）代替庁舎の検討）に従い、代替庁舎の検討を行う。

● 代替庁舎の順位等（倉敷市業務継続計画より）

区分	代替順位	建築年	耐震化	災害危険度		
				津波	液状化	洪水
消防局合同庁舎	1	平成9年	○	○	×	×
児島支所	2	昭和58年	○	○	×	○
水島支所	3	平成3年	○	×	×	×
玉島支所	4	昭和63年	○	×	×	×

（3）玉島支所、水島支所

ア 玉島支所又は水島支所での活動

玉島支所又は水島支所に参集した職員は、支所に避難してきた住民の受入れ対応等を行う。その際、上層階から、支所周辺の様子（特に津波の状況）を目視で確認し、地区本部長に伝える。

※ 玉島支所又は水島支所に参集する職員は、支所周辺の被災状況を鑑み、津波浸水想定区域外又は高台等への避難も念頭に置き、「自らの身は自ら守る」という防災の基本に従い、行動する。

イ 玉島・水島地区本部長

玉島地区本部長又は水島地区本部長は、第2参集場所に地区本部を設置して、災害対策活動を指揮するとともに、玉島支所又は水島支所に参集している職員と情報連携を密にし、潮位などを勘案し、支所での災害対策活動に向けた移行のタイミングを計る。

(4) 避難場所

市民の不安を取り除くよう、声掛けを行うなど避難場所において適切な行動をとり、当該避難場所に避難している市民の数等の状況を災害対策本部に報告する。

6 参集手段

職員の参集手段は、徒歩、自転車、バイク（原付を含む。）に限る。

車（四輪車）は、液状化によるマンホールの浮上、建物、電柱等の倒壊、落下物や渋滞等で身動きがとれなくなるなど渋滞の原因となるおそれがあることなどから、インターネット等で、車（四輪車）で参集できることが確認できるまで、参集手段として不可とする。ただし、大規模地震が発生しない場合（津波警報等は発表されたが、震度5弱以下の場合）は、この限りではない。

7 参集手段等の事前の確認

(1) 共通

職員は、年度初めに、参集場所への参集手段と参集時間を所属長等に報告する。

所属長等は、所属職員参集情報一覧（参考資料参照）を作成し、初動期の体制を事前に確認し、部長及び班長と情報を共有する。

※ 参集時間を算出する各参集手段の速度は、徒歩3km/時、自転車8km/時、バイク20km/時とする。

(2) 玉島支所又は水島支所

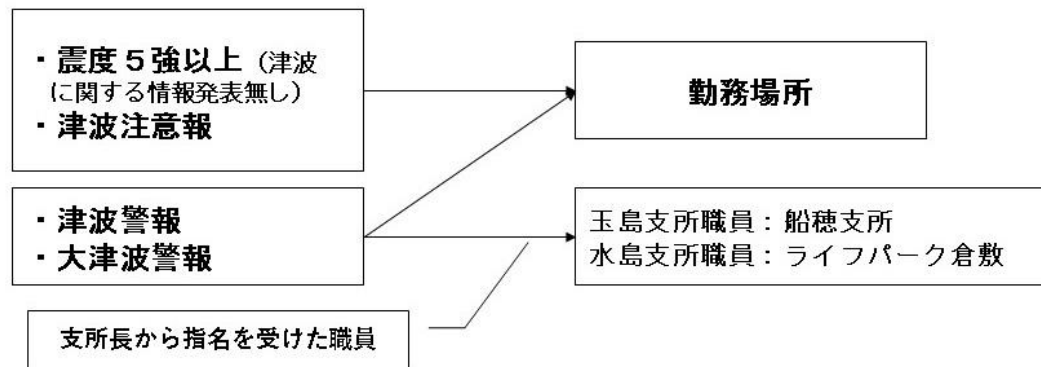
第2参集場所に参集する玉島支所又は水島支所に勤務する職員の指名は、次のとおりとする。

- ① 防災危機管理室長は、玉島支所又は水島支所に勤務する職員の居住地から支所までの距離（直線距離）を支所長に内申する。
- ② 支所長は、防災危機管理室長からの内申に基づき、第2参集場所に参集する職員を決め、所属長を通じ、本人に通知する。
- ③ 通知を受けた職員は、年度初めに、第2参集場所への参集手段と参集時間を所属長等に報告する。
- ④ 所属長は、報告を受けた職員の参集手段と参集時間を支所長に報告する。

⑤ 支所長は、報告を受けた内容を防災危機管理室長に報告する。

※ 支所長は、指名の際、勤務場所（玉島支所又は水島支所）に参集不能となる職員がいることを考慮し、指名すること。

●玉島支所又は水島支所に勤務する職員の参集イメージ



(3) 居住地又は参集手段を変更した職員

年度途中で転居、免許取得等により、居住地又は参集手段を変更した職員は、速やかに所属長に報告する。

8 参集時の携行品

【携行品】	
☐ 防災服のほか、動きやすい服装	☐ 筆記用具、手帳
☐ 帽子	☐ 食料（3日分程度）
☐ 軍手	☐ 飲料水（目安として3リットル/日）
☐ 厚手の靴下	☐ 着替え、タオル、懐中電灯、ラジオ等
☐ 厚底の長靴又は靴など	☐ 携帯電話、モバイルバッテリー
☐ 身分証明書（職員証、運転免許証等）	☐ 常備薬、応急医薬品（絆創膏等）など

※ 被服は、ポケットがたくさんあるものが望ましい。

※ 被服は、汚れたときなどを想定し、着替え分を用意する。

※ 防災服以外の服装で災害対策活動に従事する場合は、長袖、長ズボン及びビブス又は腕章を着用すること。

※ 帽子が用意できない場合は、フード付きの被服が望ましい。

※ 軍手は、手のひら部分に滑り止めゴムがあるものが望ましい。

※ 厚底靴は、がれきや泥の中を歩けるような丈夫な靴をいう。

※ 食料は、ロッカー等に食料を備蓄していない場合や勤務場所以外に参集する場合を想定

※ 災害対策活動をする際は、住民に不信感を抱かせないように防災服、ビブス、腕章、名札等を着用し、市の職員であるということを明確にする。

※ 迅速に参集するため、参集時のチェックリスト（参考資料参照）を活用する。

9 被災情報の報告

(1) 被災情報の報告

初動期は、災害対策本部（支所にあつては、地区本部）に、参集途中に目撃した被災状況を「災害発生報告書」で報告する。

災害対策部体制が確立されるまでの間、又は通信途絶となっている場合は通信が復旧されるまでの間、災害対策本部（支所にあつては、地区本部）で「災害発生報告書」の内容を一括して倉敷市総合防災情報システム（パソコン版）に入力又は管理をし、当該事案に対応する部署（班）のリエゾンに災害発生報告書の写しを引き継ぐ。

※ 本庁で支所管轄の被災情報の報告を受けた場合、又はその逆の場合は、FAX等で写しを送付する。

※ 大規模地震発生時における倉敷市総合防災情報システム（モバイル版）による被災情報の報告は、同一箇所の被災情報を複数人が報告する可能性があり、その後の対応が煩雑になることから、参集中においてのモバイル版での報告は行わず、参集後に「災害発生報告書」により報告する。

(2) 重大事案の報告

ア 災害対策本部で受け付けた場合

ホワイトボード等を活用し、災害対策本部内で情報共有を図る。当該事案が本庁の管轄外の場合は、電話（衛星電話を含む。）により、地区本部、消防対策部又は保健所対策部にも伝える。

イ 地区本部等で受け付けた場合

電話（衛星電話を含む。）により、災害対策本部に伝える。当該事案が他の支所又は保健所の管轄にある場合は、該当の地区本部、消防対策部又は保健所対策部にも電話（衛星電話を含む。）により、伝える。

【重大事案】

ア 避難発令につながる情報

イ 救命救助が必要な情報

ウ 人的被害（詳細が不明なときは、対応漏れを防ぐため、重大事案として扱う。）

エ 住家被害（人的被害の有無は問わない。）

10 参集できない場合

大規模地震発生後、すぐに参集できない場合は、連絡が可能になり次第、速やかに所属長に状況を連絡し、指示を受ける。（参集できる状況になれば、すぐに参集する。）

なお、職員本人が連絡できない場合があるため、本人以外の家族等から所属長に連絡が伝わるような準備をする。

【想定される参集できない場合】

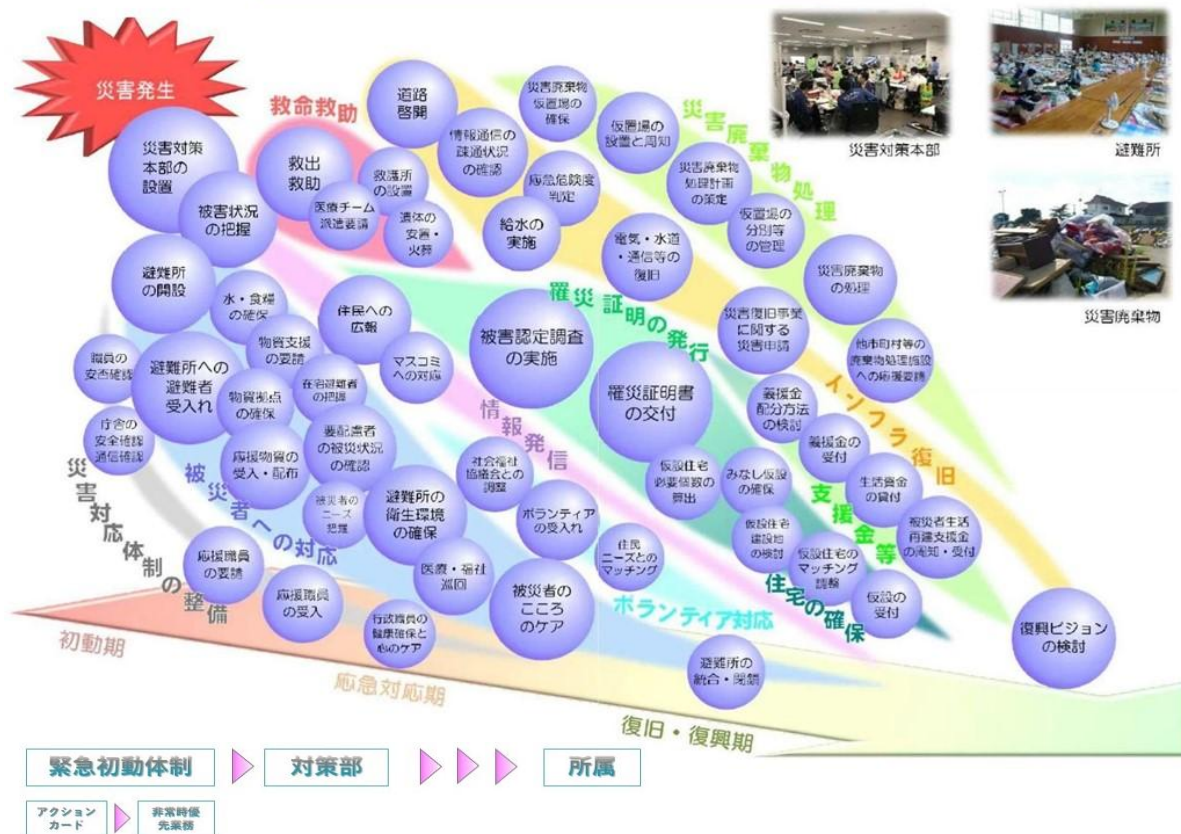
- ・ 職員又は家族等が被災し、治療又は入院の必要があるとき。
- ・ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業に該当し、勤務場所に参集することが困難なとき。
- ・ 職員の住居又は職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

11 避難場所での行動

自身の安全を確保するため、家族等とともに高台その他の避難場所へ避難した結果、周囲が浸水するなどし、参集場所に参集できなくなった職員は、市職員であることを自覚し、市民の不安を取り除くよう、声掛けを行うなど避難場所において適切な行動をとり、当該避難場所に避難している市民の数等の状況を災害対策本部に報告する。

初動期の活動は、市民の生命、財産の安全確保を第一優先として、緊急初動体制で市として最優先にすべき災害対策業務（非常時優先業務）から活動を実施し、災害対策本部体制の確立に努める。

災害によって発生する業務イメージ



参集場所の安全を確認した後、参集した職員は、統括部（支所にあつては、地区本部（総務班））における非常時優先業務を最優先業務として、災害初期の被災情報（緊急情報）の収集業務等を実施する。

33

難者の支援として、道路啓開や救護所の設置、物資調達、福祉避難所の確保、応援の受入れなど応急対策の実施及び実施するための環境整備を優先する。

各対策部は、災害対策本部にリエゾン（連絡員）を配置し、災害対策本部と連絡を密にとれるようにする。

（１） 初動期の被災情報（緊急情報）の収集方法

市は、インターネット、ライブカメラ等の情報収集機器を最大限に活用し、迅速な情報収集に努めるが、職員は、参集途上で被災情報を可能な限り収集するほか、次のとおり被災情報の収集に努める。

ア 被災情報の収集

災害対策活動を行うための情報が十分に集まっていない場合の被災情報の収集は、次のとおりとする。

- ・ 参集した職員によりチームを編成し、被災地区の情報収集にあたる。
- ・ その際、自転車等により移動し、被災情報の収集を行うとともに、被災した場所の状況を地図等に記録する。
- ・ 記録した地図等は、災害対策本部（支所にあつては、地区本部）が集約し、初動期の災害対策活動に活用する。

イ 異常現象発見者からの情報収集

災害が発生し、又は発生のおそれがある異常な現象を発見した職員は、直ちに市、消防局又は警察に通報する。

市は、通報を受けた場合、迅速に県及び関係機関へ伝達する。

（２） 緊急初動体制における指揮者

ア 本庁舎

防災危機管理室の職員（課長補佐級以上）が参集するまでは、アクションカードのリーダー（参集者の中の最上位職の職員）とする。

イ 本庁舎以外

参集場所に参集した職員のうち、最上位職の者とする。

２ アクションカードの活用

災害時における活動経験が少ない者が第一参集者となっても迅速かつ的確に災害対策活動

(非常時優先業務等) を実行できるように初動期の行動を記したアクションカードを各対策部で作成し、平常時から訓練や研修などを行うことで職員に周知する。

特に、第2参集場所においては、自身の勤務場所と異なる職員が参集する可能性があることから本カードにより、発災初期の行動を明確にする。

(1) 作成方法

自身が属する対策部に関係なく行動できる次の2種類のアクションカードを作成する。

ア 迅速に緊急初動体制を実現するためのアクションカード

緊急初動体制における活動の実現に向け、主に施設の安全確認や集合場所における準備活動を示す。本庁舎においては、ファーストアクションボックスに収納

イ 非常時優先業務の実施に向けたアクションカード

対策部における災害対策活動の実現に向けた体制づくりのための活動内容を示す。

(ア) 保管方法 (本庁舎)

本庁舎においては、防災危機管理室が管理する。

(イ) 配布方法 (本庁舎)

本庁舎においては、緊急初動体制時の指揮者が、アクションカードを参集者に配布する。指揮者は、事態対処を担う対策部(建設対策部、水道対策部、環境対策部、文化産業対策部)のアクションカードから配布し、対策部の非常時優先業務の迅速な実施につなげる。

(2) 班又は所属のアクションカード

班長又は所属長は、必要があれば、班や所属のアクションカードを作成し、対策部において保管する。

ア 作成 (案)

地震発生後に、最初にしなければならないこと、次にしなければならないこと、その次にしなければならないことの3段階で作成し、各段階におけるタスク(各段階10～20程度)を具体的に記載する。

イ 保管方法 (案)

ファイリングキャビネットの最初(第1ガイド「全庁共通」の前)に配置するなどし、所在を明確にし、班内又は所属内の職員が誰でも取り出せるようにする。

フォルダーの色は次のとおりとする。

段階	緊急性	ファイリングフォルダーの色
1	最初にしなければならないこと	赤
2	次にしなければならないこと	黄
3	その次にしなければならないこと	青

別表 1（第2活動拠点一覧）

■ 第2活動拠点一覧

※ 津波浸水想定区域内に勤務する職員が、勤務時間内に津波警報等が発表された場合に災害対策活動を実施する活動拠点をいう。

施設名	第2活動拠点	施設名	第2活動拠点
玉島支所	船穂支所	玉島保育園	垂直避難
水島支所	ライフパーク倉敷	乙島東認定こども園	乙島東小学校
ボート場	児島支所	児島図書館	児島支所
児島衛生センター	児島支所	玉島図書館	船穂支所
児島環境センター	児島支所	水島図書館	ライフパーク倉敷
玉島環境センター	倉敷環境センター	児島公民館	児島支所
水島環境センター	倉敷環境センター	水島会館	本庁
環境学習センター	垂直避難	児島消防署	臨港分署
環境監視センター	垂直避難	児島消防署下津井出張所	瀬戸大橋架橋記念公園
第一福田保育園	垂直避難	水島消防署	ヘルスピア倉敷
水島保育園	垂直避難	玉島消防署	作陽大学
第五福田認定こども園	垂直避難	玉島消防署勇崎出張所	旧柏島幼稚園

※ 幼稚園、小中学校は、垂直避難とする。

別表 2（第2参集場所一覧）

■ 本庁以外に勤務する職員の参集場所一覧

※ 勤務時間外に津波警報等が発表された場合における本庁以外に勤務する職員の参集場所をいう。

施設名	震度5強以上観測時の 第2参集場所	津波警報等発表時の 第2参集場所
玉島支所	(一)	船穂支所
水島支所	(一)	ライフパーク倉敷
ボート場	(一)	児島支所
水道局水島営業所	(一)	片島浄水場
水道局玉島営業所	(一)	片島浄水場
児島衛生センター	(一)	児島支所
児島環境センター	(一)	児島支所
玉島環境センター	(一)	倉敷環境センター
水島環境センター	(一)	倉敷環境センター
環境学習センター	本庁	本庁
環境監視センター	本庁	本庁
第一福田保育園	(一)	本庁（保育・幼稚園課）
水島保育園	(一)	本庁（保育・幼稚園課）

第五福田認定こども園	(一)	本庁（保育・幼稚園課）
玉島保育園	(一)	本庁（保育・幼稚園課）
乙島東認定こども園	(一)	本庁（保育・幼稚園課）
児島図書館	(一)	中央図書館
玉島図書館	(一)	中央図書館
水島図書館	(一)	中央図書館
児島公民館	(一)	ライフパーク倉敷
玉島公民館	(一)	ライフパーク倉敷
水島公民館	(一)	ライフパーク倉敷
水島会館	(一)	本庁

※ (一) は、勤務場所と同じ（変更なし）を意味する。

※ ここに記載がない施設に勤務する職員は、自身の勤務場所に参加する。

※ 玉島支所、水島支所は、あらかじめ指名された職員が第2 参加場所に参加する。

※ 消防は、原則、勤務場所とするが、移転対象の職員には別途連絡をする。連絡を受けた職員は、移転先へ参加する。通信途絶時には移転先へ参加する。

※ 震度5 強以上の地震の発生と津波警報等の発表が重なったときは、津波警報等発表時の第2 参加場所に参加する。

※ 各学校園は所属長の指揮下において、各学校園作成の防災マニュアルに従い、業務継続の優先度が高い業務に従事する。

S 参考資料

■ 災害発生報告書

No.		災害発生報告書			
■報告		報告日時	月	日	時 分
報告者 (通報者)	住所(所属)				
	連絡先		氏名		
報告内容 (通報内容)	発生場所				
	種別	☐ 被害通報 ☐ 避難所 ☐ その他	住宅地図		
	写真情報	☐ あり ☐ なし			
■担当対策部受付					
所属名		氏名			
緊急度	☐ 重大事案 (☐ 発令 ☐ 救命救助 ☐ 人的 ☐ 住家) ⇒統括班へ				
■処理					
転記等	☐ システム入力(担当課: 氏名)				
	☐ 関係先連絡(担当課: 氏名)				
	☐ 関係先FAX ()				
■確認					
処理状況 (追跡調査)					

■ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の広報文例

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報文は、次のとおり文例を参考とし、注意を呼び掛ける際は、8項目の行動指針とともに発出する

1 広報の文例

●南海トラフ地震臨時情報（調査中）

○月○日、○○○○で発生した地震により、○○時○○分に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表しました。

南海トラフ巨大地震の発生可能性が平常時に比べ、相対的に高まっている可能性があり、現在、気象庁で南海トラフ地震との関連性を調査しています。

現時点で慌てて避難する必要はありませんが、今後、気象庁や倉敷市からの情報に注意し、次のことを確認してください。

●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

○月○日、○○○○で発生した地震により、南海トラフ巨大地震の発生可能性が平常時に比べ、相対的に高まっているとして、○○時○○分に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。

気象庁が示す南海トラフ地震で大きな被害が見込まれる地域には、倉敷市が含まれています。

現時点で慌てて避難する必要はありませんが、大きな揺れを感じたら、南海トラフ地震の可能性があります。地震後には津波が発生しますので、すぐに避難できるように準備をしてください。

1、2週間程度は巨大地震への警戒を高め、地震への備えや、すぐに避難できるように次のことについて、準備をお願いいたします。

●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

○月○日、○○○○で発生した地震により、南海トラフ巨大地震の発生可能性が平常時に比べ、相対的に高まっているとして、○○時○○分に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表しました。

気象庁が示す南海トラフ地震で大きな被害が見込まれる地域には、倉敷市が含まれています。

現時点で慌てて避難する必要はありませんが、大きな揺れを感じたら、南海トラフ地震の可能性があります。地震後には津波が発生しますので、すぐに避難できるように準備をしてください。

1、2週間程度は巨大地震への警戒を高め、地震への備えや、すぐに避難できるように次のことについて、準備をお願いいたします。

●南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

○月○日、○時○○分に南海トラフ地震臨時情報（○○○○）による注意の呼びかけが終了となりました。

南海トラフ地震の発生確率は、今後30年で70%～80%と非常に高いことから、引き続き日ごろからの地震への備えを再確認し、地震の発生に注意しながら普段どおりの生活を送ってください。

2 8 項目の行動指針

- 1 水や食料などの備蓄品の確認をしてください
- 2 ハザードマップで、避難場所・避難経路を確認してください
- 3 室内の家具などの固定を確認してください
- 4 室内では、最も安全で避難しやすい部屋で過ごしてください
- 5 できるかぎり、すぐに避難できる服装で就寝してください
- 6 非常持出品を枕元や玄関などすぐに持ち出せる場所に準備してください
- 7 携帯ラジオや携帯電話のバッテリーを常に充電しておいてください
- 8 家族との連絡手段を再確認しておいてください

■ 津波情報発表時の避難指示

気象庁から津波情報が発表された際は、自動的に次の内容の避難指示が発令される。

特に津波警報等が発表された場合は、FMくらしきで15分おきに、15分間の放送が5回繰り返される。

●津波注意報

こちらは倉敷市です。
地震による津波注意報が発表されました。
沿岸部に避難指示を発令します。
直ちに海から離れてください。

●津波警報

こちらは倉敷市です。
地震による津波警報が発表されました。
児島、玉島、水島、茶屋町、藤戸、船穂地区に避難指示を発令します。
津波が来ます。直ちに逃げてください。
直ちに海や川から離れ、高台や丈夫なビルなど、少しでも高い場所に避難し、身の安全を確保してください。

●大津波警報

こちらは倉敷市です。
地震による大津波警報が発表されました。
児島、玉島、水島、茶屋町、藤戸、船穂地区に避難指示を発令します。
大きな津波が来ます！直ちに逃げて！
直ちに海や川から離れて！
高台や頑丈なビルなど、少しでも高い場所に避難して！
身の安全を確保して！

■ 地震発生時の広報文例

速やかな情報発信ができなければ、市への不信感が高まる可能性があるため、大規模地震が発生した際は、情報の空白時間帯をつくらないよう、適宜、ホームページ、SNS、メール、広報車等により情報伝達をすること。

文例は、項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう、心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

1 広報例：地震発生後30分～2時間

●こちらは、倉敷市です。

地震情報について、お知らせします。

「倉敷市は、震度〇弱（強）」を記録しました。

今後の地震情報、余震に注意してください。

避難する場合は、次のことに注意してください。

- ・あわてて外に飛び出さないでください。
- ・ケガをしないよう、靴等を履いてください。
- ・建物等、上部からの落下物に注意してください。
- ・避難する場合は、行き先が分かるようにしてください。
- ・壊れた建物、屋根瓦、ブロック塀から離れて避難してください。
- ・電線には、近寄らないでください。
- ・助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。
- ・駅周辺の混乱を防止するため、駅へ向かうのは控えてください。
- ・緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

●こちらは、倉敷市です。

- ・引き続き、余震に気を付けてください。
- ・火災予防のため、火の使用は控えてください。
- ・助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。
- ・電話での安否確認は、控えてください。
- ・安否確認は、災害伝言板、災害伝言ダイヤル等で確認してください。
- ・引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。
- ・出どころの分からない情報（デマ）には、注意をしてください。
- ・駅周辺の混乱を防止するため、駅へ向かうのは控えてください。
- ・緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

2 広報例：地震発生後2時間～6時間

●こちらは、倉敷市です。

引き続き、余震に気を付けてください。

人命救助・物資輸送のため、緊急交通路、緊急輸送道路では、緊急車両が通りますので、車の使用を控えてください。

●こちらは、倉敷市です。

- ・引き続き、余震に気を付けてください。
- ・皆さんで、近所の人たちの安否確認をしてください。
- ・助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。
- ・お年寄りだけの家庭や子供だけの家庭はありませんか。
- ・身のまわりが落ち着いたら、声をかけてください。
- ・火災予防のため、火の使用は控えてください。
- ・ガス栓を締めてください。
- ・電気器具のスイッチも切ってください。

●こちらは、倉敷市です。

しばらくの間、控えていただくことがあります。

- ・電話の使用は、控えてください。
- ・水の使用は、控えてください。
- ・電気の使用は、控えてください。
- ・不必要な外出は、控えてください。
- ・マッチ、ライター、ろうそくの使用は、控えてください。

引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。

出どころの分からない情報（デマ）には、注意をしてください。

3 広報例：地震発生後6時間～

●こちらは、倉敷市です。

現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。

また、電話についてもかかりにくく（つながりにくく）なっています。

家族等の安否確認については、災害伝言板、災害伝言ダイヤル等で確認してください。

小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいましたら、一声かけて安心させてください。

復旧には、数日、かかることが予想されます。

今後の詳しい情報は、ホームページ、SNS、メール、広報車等でお知らせします。

引き続き、正確な情報を得てください。

出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。

令和〇年〇月〇日に発生した地震に伴う倉敷市の対応状況

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時〇〇分現在

1 地震の概要

(1) 発生日時

令和〇年〇月〇日 〇時〇分

(2) 震源域

〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 最大震度

〇〇

(4) 地震の規模

マグニチュード〇〇

(5) 気象庁の発表

午前・午後〇時〇分 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午前・午後〇時〇分 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 被害状況

(1) 人的被害

死者 〇名 負傷者 〇名

(2) 物的被害

全壊 〇〇棟 半壊 〇〇棟 (住家、空き家、作業場等を含む。)

■地区別被害棟数

地区	棟数		備考
	全壊	半壊	
倉敷			
児島			
玉島			
水島			
船穂			
真備			

3 市の対応

(1) 本部設置

設置 令和〇年〇月〇日 〇時〇分

廃止 令和〇年〇月〇日 〇時〇分

(2) 避難等の状況

ア 避難所開設

避難所	開設日時	閉鎖日時
〇〇〇小学校	〇月〇日 〇時〇分	
〇〇〇公民館	〇月〇日 〇時〇分	

イ 避難指示

発令日時	解除日時	対象地域	対象世帯
○月○日 ○時○分	○月○日 ○時○分		
○月○日 ○時○分	○月○日 ○時○分		

ウ 避難状況（○月○日 ○時○分現在）

・ 避難所の避難者数

避難所	避難世帯	避難人数	避難車両	備考
○○○小学校	世帯	人	台	
○○○公民館	世帯	人	台	

・ 避難所以外の避難者数

○, ○○○人

(3) その他対応

- ・ 岡山県に自衛隊派遣要請（○月○日 ○時○分）
- ・ 岡山県に緊急消防援助隊要請（○月○日 ○時○分）
- ・ 災害救助法適用（○月○日 ○時○分）
- ・ 激甚災害指定（○月○日 ○時○分）

4 活動状況

日	○○活動					備考
	対応組織	人員	車両	開始	終了	
○		人	台	○時○分	○時○分	
○		人	台	○時○分	○時○分	

5 その他

(1) 交通規制等（○月○日 ○時○分）

ア 鉄道

○○○○○○○線

イ 道路

(ア) 国道

○○○○○

(イ) 県道

○○○○○

(ウ) 市道

○○○○○

(2) 電力情報（○月○日 ○時○分）

○○地区 約○, ○○○軒

6 各対策部からの情報

(1) ○○対策部

○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○対策部

○○○○○○○○○○○○○○○○

■ 参集時のチェックリスト

参集時のチェックリスト

■安全確認事項

チェック項目	チェック
1 家族の安否確認	☐
2 テレビ、ラジオ等での震度等の確認	☐
3 火気、ガスの確認	☐
4 電気の確認（避難時、参集時はブレーカーを切る）	☐

■携行品

チェック項目	チェック
1 防災服のほか、動きやすい服装	☐
2 帽子	☐
3 軍手又は手袋	☐
4 厚手の靴下	☐
5 厚底の長靴又は靴	☐
6 身分証明書（職員証、運転免許証、マイナンバーカード）	☐
7 筆記用具、手帳	☐
8 食料、飲料水（3日分程度）	☐
9 小銭	☐
10 着替え、タオル	☐
11 懐中電灯	☐
12 携帯ラジオ	☐
13 モバイルバッテリー	☐
14 常備薬、応急医薬品（絆創膏等）	☐

※携行品については、非常参集に備えて、平常時から準備をしておく

■ 災害発生時のパーソナルデータ

災害発生時のパーソナルデータ				
職員番号	所属	所在地		血液型
氏名	居住地の住所		電話番号	
参集手段		参集時間		
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	
災害時の 所属組織	対策部名	班名	電話番号	
	部	班		
緊急連絡網	氏名	電話番号		
次の連絡者				
上記が不在の場合				
災害対策本部における所掌事務/BCP業務				
大規模地震発生時の自身の活動業務				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

■ 所属職員参集情報一覧

●所属職員参集情報一覧

No.	氏名	電話番号	メールアドレス	参集方法	参集時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

■ 南海トラフ地震被害想定規模（県想定）

項目		原因等	被害想定
家屋倒壊（全壊）		揺れ	1,029棟
		液状化	398棟
		急傾斜地崩壊	79棟
		火災	388棟
人的被害	死者	家屋倒壊	66名
		急傾斜地崩壊	7名
	負傷者	家屋倒壊	2,088名
		急傾斜地崩壊	9名
ライフライン	上水道	断水	317,000人
	下水道	支障	348,000人
	電力	停電	254,000軒
	ガス	停止	31,000戸
交通障害	第1次	高速道路	0か所
		高速道路以外	40か所
	第2次		26か所
	第3次		10か所
鉄道	新幹線		30か所
	在来線		543か所
港湾	岸壁		36か所
	その他施設		327か所
避難者	避難場所		78,000人
	避難場所以外		40,000人
帰宅困難者			30,000人
災害廃棄物			63万トン

危機対応の基本原則

(プロアクティブの原則)

1. 疑わしいときは行動せよ

(被害報告を待たない)

2. 最悪の事態を想定して行動せよ

(希望的観測をしない)

3. 空振りは許されるが、見逃しは許されない

(積極的に対応せよ)

災害対応の基本姿勢

1. 発災後 7 2 時間は、人命救助と避難所開設に関する業務を最優先とする

2. 職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制を直ちに確立する

3. 市民のために総力を尽くしつつ、長期戦に備える